

愛知県後期高齢者医療広域連合告示第4号

河村たかし愛知県後期高齢者医療広域連合長の任期が令和3年4月27日で満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第152条第1項の規定に基づく愛知県後期高齢者医療広域連合長の職務の代理並びに職務代理期間中の文書の発信者名及び公印の印影の取扱いについて、次のとおりとする。

令和3年4月27日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 竹本 幸夫

2 職務代理期間

令和3年4月28日から愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで

1 職務の代理

(1) 職務代理期間

令和3年4月28日から愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第12条第3項の規定に基づく愛知県後期高齢者医療広域連合長選挙の当選人が告示されるまで

(2) 職務を代理する者

愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

愛知県後期高齢者医療後期連合副広域連合長 竹本 幸夫

2 職務代理期間中の文書の発信者名及び公印の印影の取扱い

(1) 職務代理期間中において愛知県後期高齢者医療広域連合が「愛知県後期高齢者医療広域連合長」又は「愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村たかし」を発信者として発出した文書については、発信者名を「愛知県後

期高齢者医療広域連合職務代理者 愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 竹本 幸夫」と読み替えるものとする。

- (2) (1)に掲げる文書のうち、愛知県後期高齢者医療広域連合公印規程（平成19年広域連合訓令第4号）別表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影が表示されたものについては、当該印影を同表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者之印」の印影とみなすものとする。